

1. 会合名	公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ（第5回）
2. 日時	平成27年7月27日（月）午後4時～午後5時
3. 議案	1. 国債の決済期間の短縮（T+1）化に係る検討状況について 2. 国債の決済期間の短縮（T+1）化に伴うRTGSガイドラインの一部改正について 3. その他
4. 主な内容	1. 国債の決済期間の短縮（T+1）化に係る検討状況について 国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループの吉田主査より、国債の決済期間の短縮（T+1）化に係る検討状況について、資料1及び資料2に基づき説明が行われた。 2. 国債の決済期間の短縮（T+1）化に伴うRTGSガイドラインの一部改正について 事務局より、国債の決済期間の短縮（T+1）化に伴うRTGSガイドラインの一部改正について、資料3に基づき説明が行われた。 （主な意見等） ・ 今後、何回程度の検討を予定しているのか。（委員等） ⇒ 本件に係る検討事項としては、参考1『国債の即時グロス決済に関するガイドライン』の一部改正について（案）、参考2「国債の即時グロス決済に関するガイドライン（案）」及び参考3「国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化の実務に関する取扱指針（案）」が挙げられるが、本日の会合において結論を得ることは難しいと考えているので、会合の終了後、メールにて意見照会をさせていただきたい。意見照会の結果、委員の間で意見が概ね一致しているようであれば、寄せられた意見を反映した改正案を委員に御確認いただくという進め方としたい。この場合は再度集まって議論していただく必要はないと考えている。しかし、意見の大きく異なる点があれば、改めてワーキングを開催して、意見交換を行っていただくということも考えられる。 （事務局） ・ 参考3の別紙1「出来通知データフォーマット（項目定義書）」について、本日の資料には現先取引とレポ取引のデータフォーマットが添付されているが、アウトライト取引についてもデータフォーマットが必要であるので、別紙1に当該フォーマットを追加するべきではないか。（委員等） ⇒ 別紙1に追加させていただく。（事務局） ・ 本日御議論いただいた改正案については持ち帰っていただき、メールにて意見を寄せていただければと思う。（主査）

	3. その他 資料2の別添2「国債決済期間短縮（T+1）化の主要マイルストーンについて」に関して、現在、リーガル検討タスクフォースにおいて、銘柄後決め方式G Cレポ取引導入に伴う「債券等の現先取引に関する基本契約書」参考様式の見直しについて検討を行っている。当該契約書参考様式は本ワーキングの所管という位置付けであるため、リーガル検討タスクフォースにおける検討がまとまり次第、本ワーキングにおいて検討予定であることをお含み置きいただきたい。（事務局） 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	公社債・金融商品部（03-3667-8456）